

令和4年3月定例会
(2022年)

議案書③

2月24日提出

【条例】

市議案第17号

豊中市個人情報保護条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の
廃止等に伴い、所要の規定を改正するため、提案するものであ
る。

豊中市条例第 号

豊中市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(自己情報の開示義務)</p> <p>第20条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条（第2号を除く。）に規定する個人情報</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(自己情報の開示義務)</p> <p>第20条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(8) (省 略)</p> <p>(外部提供先への通知)</p> <p>第41条 実施機関は，前条第1項の規定により自己情報の訂正を行った場合において，必要があると認めるときは，当該自己情報の外部提供を受けたもの（情報提供等記録にあっては，<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって，当該実施機関以外のものに限る。））に対し，遅滞なく，その旨を通知するものとする。</p> <p>(削除等請求権)</p>	<p>以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし，次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(8) (省 略)</p> <p>(外部提供先への通知)</p> <p>第41条 実施機関は，前条第1項の規定により自己情報の訂正を行った場合において，必要があると認めるときは，当該自己情報の外部提供を受けたもの（情報提供等記録にあっては，<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって，当該実施機関以外のものに限る。））に対し，遅滞なく，その旨を通知するものとする。</p> <p>(削除等請求権)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第42条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報（情報提供等記録に係る自己情報を除く。以下この条から第50条までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき、第12条若しくは第14条の2の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(事業者に対する措置)</p> <p>第57条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 前各項の規定は、事業者における個人情報の取扱いについて番号法第50条から第52条までの規定が適用される場合は、適用しない。</p>	<p>第42条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報（情報提供等記録に係る自己情報を除く。以下この条から第50条までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき、第12条若しくは第14条の2の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(事業者に対する措置)</p> <p>第57条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 前各項の規定は、事業者における個人情報の取扱いについて番号法第33条から第35条までの規定が適用される場合は、適用しない。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市議案第18号

職員定数条例の一部を改正する条例の設定について

職員定数条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市長部局及び教育委員会の職員の定数を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和27年豊中市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1,791</u> 人</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>264</u>人</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p>	<p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1,793</u> 人</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>268</u>人</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市議案第19号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例の設定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等を任命権者に義務付けるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)・(ウ)</u> (省 略)</p> <p>イ・ウ (省 略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</u></p> <p>ア <u>引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める会計年度任用職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア)・(イ)</u> (省 略)</p> <p>イ・ウ (省 略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p><u>第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市議案第20号

豊中市職員旅費支給条例及び一般職の職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例の設定につ
いて

豊中市職員旅費支給条例及び一般職の職員の給与に関する条
例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

住所又は居所の移転を伴う職員の赴任に際し、必要となる旅
費及び手当を整備するとともに、その他所要の規定を改正する
ため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市職員旅費支給条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(豊中市職員旅費支給条例の一部改正)

第1条 豊中市職員旅費支給条例(昭和23年豊中市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊料及び食卓料</u>の6種とし、<u>順路に従ってこれを支給する。ただし、公務の都合によって順路により難しい場合は、実際に通過した順路による。</u></p> <p>(旅費の額)</p> <p>第6条 鉄道及び軌道旅行には鉄道賃、水路旅行には船賃、航空旅行には航空賃、陸路旅行には車賃を支給する。ただし、鉄道、軌道又は水路によらない旅行は、これを陸路旅行とする。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 宿泊料は、現に支払った宿泊料の額(当該額に朝食及び夕食の料金が含まれない場合にあつては、当該額に別表第1に定める食卓料に相当する額を加算した額とする。)を支給する。ただし、別表第1に定める宿泊料の限度額を超えることができない。</p> <p>7・8 (省 略)</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>とし、<u>順路に従ってこれを支給する。ただし、公務の都合によって順路により難しい場合は、実際に通過した順路による。</u></p> <p>(旅費の額)</p> <p>第6条 鉄道及び軌道旅行には鉄道賃、水路旅行には船賃、航空旅行には航空賃、陸路旅行には車賃を支給する。ただし、鉄道、軌道、<u>水路又は航空</u>によらない旅行は、これを陸路旅行とする。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 宿泊料は、現に支払った宿泊料の額(当該額に朝食及び夕食の料金が含まれない場合にあつては、当該額に別表第1に定める食卓料に相当する額を加算した額とする。<u>以下同じ。</u>)を支給する。ただし、別表第1に定める宿泊料の限度額を超えることができない。</p> <p>7・8 (省 略)</p> <p><u>9 移転料は、赴任(市長が定めるものに限る。以下同じ。)に伴う職員及び扶養親族(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。)の住所又は居所の移</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(退職者等の旅費)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p>	<p><u>転(市長が定めるものに限る。)について、実費額により支給する。ただし、社会通念上相当と市長が認める額を超えることができない。</u></p> <p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転(市長が定めるものに限る。)について、赴任の目的地に到着後直ちに職員宿舎(一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年豊中市条例第8号)第15条の3第1項第1号に規定する職員宿舎をいう。)等に入居できない場合であって、市長が必要と認めるときに、現に支払った宿泊料の額を支給する。ただし、別表第1に定める宿泊料の限度額を超えることができない。</u></p> <p>11 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転(市長が定めるものに限る。)について、赴任を命ぜられた日における扶養親族(同日において胎児であった子を含む。)1人ごとに、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び着後手当に相当するものとして、その移転の際における年齢等を勘案し、社会通念上相当と市長が認める額の合計額を支給する。</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 <u>赴任をした職員が死亡した場合において、当該職員と同居していた当該職員が死亡した日における扶養親族が市長が定める期間内にその居住地を出発して帰住(生活の根拠地となる地に旅行することをいう。)をしたときは、当該扶養親族に対して、前条第11項の規定に準じて計算した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食卓料を支給する。</u></p>

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年豊中市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>第6条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める教職調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、特定任期付職員業績手当及び義務教育等教員特別手当を除いた全額とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 (省 略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、<u>前項の規定にかかわらず</u>、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第15条の3 <u>住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員に支給する。</u></p>	<p>第6条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める教職調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、<u>寒冷地手当</u>、特定任期付職員業績手当及び義務教育等教員特別手当を除いた全額とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 (省 略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の12(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号から第3号までに掲げる地域手当の級地に在勤する職員にあつては、当該各号に定める割合)</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、<u>前項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、前項の規定にかかわらず</u>、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第15条の3 <u>住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</u></p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅(職員宿舎(職員の職務に関連して市等の事務又は事業の運営に必要と認められる場合に設置する宿舎であつて、当該職員に対して市長が別に定める金額で貸し付けるものをいう。))及び市長が</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>2 <u>住居手当の月額</u>は、<u>28,000円を超えない範囲内</u>で市規則で定める額とする。</p> <p>3 <u>豊中市内の住宅に居住する職員</u>に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「28,000円」とあるのは、「31,000円」とする。</u></p>	<p><u>これに準ずると認めるものを除き、貸間を含む。以下この条において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っている職員</u></p> <p>(2) <u>第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの</u></p> <p>2 <u>住居手当の月額</u>は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員</u> <u>28,000円を超えない範囲内</u>で市規則で定める額</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員</u> <u>前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>3 <u>豊中市内の住宅について住居手当を受けている職員</u>に対する前項の規定の適用については、<u>同項第1号中「28,000円」とあるのは、「31,000円」とする。</u></p> <p><u>(寒冷地手当)</u></p> <p><u>第28条の2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。次項において「寒冷地手当法」という。）別表に掲げる地域に在勤する職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>寒冷地手当の額は、別に定めるもののほか寒冷地手当法の適用を受ける国家公務員の例に準じて市長が定める。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(特定任期付職員業績手当)</p> <p><u>第28条の2</u> (省 略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第28条の4 第14条, 第15条, 第15条の3 <u>及び第15条の4</u>の規定は, 再任用職員には適用しない。</p> <p>(特定任期付職員についての適用除外)</p> <p>第28条の5 第10条, 第13条から第15条まで, 第15条の3, 第15条の4, 第19条から第22条まで <u>及び第28条</u>の規定は, 特定任期付職員には適用しない。</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第28条の7 第14条, 第15条, 第15条の3 <u>及び第15条の4</u>の規定は, 任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>(特定任期付職員業績手当)</p> <p><u>第28条の2の2</u> (省 略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第28条の4 第14条, 第15条, 第15条の3, <u>第15条の4及び第28条の2</u>の規定は, 再任用職員には適用しない。</p> <p>(特定任期付職員についての適用除外)</p> <p>第28条の5 第10条, 第13条から第15条まで, 第15条の3, 第15条の4, 第19条から第22条まで, <u>第28条及び第28条の2</u>の規定は, 特定任期付職員には適用しない。</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第28条の7 第14条, 第15条, 第15条の3, <u>第15条の4及び第28条の2</u>の規定は, 任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から附則第6項までの規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の豊中市職員旅費支給条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第10項の規定の適用については、同項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）第15条の3第1項第1号に規定する職員宿舍」とあるのは、「職員の職務に関連して市等の事務又は事業の運営に必要と認められる場合に設置する宿舍であって、当該職員に対して市長が別に定める金額で貸し付けるもの」とする。
- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用する。
- 4 分限条例（昭和28年豊中市条例第18号）の一部を次のように改正する。
第9条第3項及び第4項中「及び期末手当」を「, 期末手当及び寒冷地手当」に改める。
- 5 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年豊中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「特殊勤務手当」を「特殊勤務手当，寒冷地手当」に改める。

第4条の3中「貸間を含む」を「職員宿舍（職員の職務に関連して市等の事務又は事業の運営に必要と認められる場合に設置する宿舍であって，当該職員に対して市長が別に定める金額で貸し付けるものをいう。）及び市長がこれに準ずると認めるものを除き，貸間を含む。以下この条において同じ」に，「使用料を含む」を「使用料を含む。以下この条において同じ」に，「職員」を「職員又は単身赴任手当を支給される職員で，配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け，家賃を支払っているもの若しくはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（寒冷地手当）

第6条の2 寒冷地手当は，著しく寒冷な地域として市長が指定するものに勤務する職員に対して支給する。

第15条第2項中「配偶者，」を「配偶者等（配偶者又は性別が同一であって婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者をいう。以下この項において同じ。）」に，「配偶者の」を「配偶者等の」に改める。

第15条の3及び第15条の4中「第4条の4」を「第4条の4，第6条の2」に改める。

6 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年豊中市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「特殊勤務手当」を「特殊勤務手当，寒冷地手当」に改める。

第4条の3中「貸間を含む」を「職員宿舍（職員の職務に関連して市等の事務又は事業の運営に必要と認められる場合に設置する宿舍であって，当該職員に対して管理者が別に定める金額で貸し付けるものをいう。）及び管理者がこれに準ずると認めるものを除き，貸間を含む。以下この条において同じ」に，「使用料を含む」を「使用料を含む。以下この条において同じ」に，「職員」を「職員又は単身赴任手当を支給される職員で，配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け，家賃を支払っているもの若しくはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（寒冷地手当）

第6条の2 寒冷地手当は，著しく寒冷な地域として管理者が指定するものに勤務する職員に対して支給する。

第13条第2項中「配偶者，」を「配偶者等（配偶者又は性別が同一であって婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が

定める関係にある者をいう。以下この項において同じ。) , 」に, 「配偶者の」を「配偶者等の」に改める。

第14条から第14条の3までの規定中「第4条の4」を「第4条の4, 第6条の2」に改める。

市議案第 2 1 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 4 年（2 0 2 2 年）2 月 2 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

義務教育学校の開校の準備に伴い豊中市立庄内さくら学園中学校に設置する副校長の給与に関し必要な事項を定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 10 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、教員に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	(3) 医療職給料表（別表第3） ア 医療職給料表（1） イ 医療職給料表（2）	(3) 医療職給料表（別表第3） ア 医療職給料表（1） イ 医療職給料表（2） (4) 教育職給料表（附則別表第1）
第7条第3項	給料表に	給料表（教育職給料表を除く。）に
第28条の3第1項	小・中学校任期付常勤講師	教育職給料表の適用を受ける職員及び小・中学校任期付常勤講師
第28条の3第2項	4, 800円	7, 500円
附則第9	附則別表	附則別表第2

項																																																																																																																																						
附則別表	附則別表 小・中学校任期付常勤 講師給料表	附則別表第1 教育職給料表																																																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>158,700</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>160,200</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>161,700</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>163,200</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>164,900</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>166,800</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>168,600</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>170,400</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>172,200</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>174,200</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>176,200</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>178,100</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>182,200</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>184,400</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>186,600</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>188,800</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>191,400</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>193,900</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>196,300</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>198,800</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>200,500</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>202,100</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>203,800</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>205,300</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>205,300</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>205,300</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>205,300</td> </tr> <tr> <td>126</td> <td>311,100</td> </tr> <tr> <td>127</td> <td>311,300</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	158,700	2	160,200	3	161,700	4	163,200	5	164,900	6	166,800	7	168,600	8	170,400	9	172,200	10	174,200	11	176,200	12	178,100	13	180,000	14	182,200	15	184,400	16	186,600	17	188,800	18	191,400	19	193,900	20	196,300	21	198,800	22	200,500	23	202,100	24	203,800	25	205,300	26	205,300	27	205,300	28	205,300	126	311,100	127	311,300	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>393,700</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>395,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>397,300</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>399,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>400,600</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>402,400</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>404,200</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>406,100</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>407,900</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>409,600</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>411,300</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>412,900</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>414,300</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>415,500</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>416,700</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>417,900</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>419,500</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>420,700</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>423,300</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>424,200</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>425,600</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>427,000</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>428,400</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>429,400</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>430,600</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>431,800</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>433,000</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>433,800</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>435,000</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>436,200</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>437,400</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	393,700	2	395,500	3	397,300	4	399,000	5	400,600	6	402,400	7	404,200	8	406,100	9	407,900	10	409,600	11	411,300	12	412,900	13	414,300	14	415,500	15	416,700	16	417,900	17	419,500	18	420,700	19	422,000	20	423,300	21	424,200	22	425,600	23	427,000	24	428,400	25	429,400	26	430,600	27	431,800	28	433,000	29	433,800	30	435,000	31	436,200	32	437,400
号給	給料月額																																																																																																																																					
	円																																																																																																																																					
1	158,700																																																																																																																																					
2	160,200																																																																																																																																					
3	161,700																																																																																																																																					
4	163,200																																																																																																																																					
5	164,900																																																																																																																																					
6	166,800																																																																																																																																					
7	168,600																																																																																																																																					
8	170,400																																																																																																																																					
9	172,200																																																																																																																																					
10	174,200																																																																																																																																					
11	176,200																																																																																																																																					
12	178,100																																																																																																																																					
13	180,000																																																																																																																																					
14	182,200																																																																																																																																					
15	184,400																																																																																																																																					
16	186,600																																																																																																																																					
17	188,800																																																																																																																																					
18	191,400																																																																																																																																					
19	193,900																																																																																																																																					
20	196,300																																																																																																																																					
21	198,800																																																																																																																																					
22	200,500																																																																																																																																					
23	202,100																																																																																																																																					
24	203,800																																																																																																																																					
25	205,300																																																																																																																																					
26	205,300																																																																																																																																					
27	205,300																																																																																																																																					
28	205,300																																																																																																																																					
126	311,100																																																																																																																																					
127	311,300																																																																																																																																					
号給	給料月額																																																																																																																																					
	円																																																																																																																																					
1	393,700																																																																																																																																					
2	395,500																																																																																																																																					
3	397,300																																																																																																																																					
4	399,000																																																																																																																																					
5	400,600																																																																																																																																					
6	402,400																																																																																																																																					
7	404,200																																																																																																																																					
8	406,100																																																																																																																																					
9	407,900																																																																																																																																					
10	409,600																																																																																																																																					
11	411,300																																																																																																																																					
12	412,900																																																																																																																																					
13	414,300																																																																																																																																					
14	415,500																																																																																																																																					
15	416,700																																																																																																																																					
16	417,900																																																																																																																																					
17	419,500																																																																																																																																					
18	420,700																																																																																																																																					
19	422,000																																																																																																																																					
20	423,300																																																																																																																																					
21	424,200																																																																																																																																					
22	425,600																																																																																																																																					
23	427,000																																																																																																																																					
24	428,400																																																																																																																																					
25	429,400																																																																																																																																					
26	430,600																																																																																																																																					
27	431,800																																																																																																																																					
28	433,000																																																																																																																																					
29	433,800																																																																																																																																					
30	435,000																																																																																																																																					
31	436,200																																																																																																																																					
32	437,400																																																																																																																																					

1 2 8	3 1 1, 5 0 0	3 3	4 3 8, 3 0 0
1 2 9	3 1 1, 7 0 0	3 4	4 3 8, 9 0 0
1 3 0	3 1 1, 9 0 0	3 5	4 3 9, 5 0 0
1 3 1	3 1 2, 1 0 0	3 6	4 4 0, 1 0 0
1 3 2	3 1 2, 3 0 0	3 7	4 4 0, 7 0 0
1 3 3	3 1 2, 5 0 0	3 8	4 4 1, 3 0 0
1 3 4	3 1 2, 7 0 0	3 9	4 4 1, 9 0 0
1 3 5	3 1 2, 9 0 0	4 0	4 4 2, 5 0 0
1 3 6	3 1 3, 1 0 0	4 1	4 4 2, 9 0 0
1 3 7	3 1 3, 3 0 0	4 2	4 4 3, 4 0 0
1 3 8	3 1 3, 5 0 0	4 3	4 4 3, 9 0 0
1 3 9	3 1 3, 7 0 0	4 4	4 4 4, 4 0 0
1 4 0	3 1 3, 9 0 0	4 5	4 4 4, 8 0 0
1 4 1	3 1 4, 1 0 0	4 6	4 4 5, 1 0 0
1 4 2	3 1 4, 3 0 0	4 7	4 4 5, 4 0 0
1 4 3	3 1 4, 5 0 0	4 8	4 4 5, 7 0 0
1 4 4	3 1 4, 7 0 0	4 9	4 4 6, 1 0 0
1 4 5	3 1 4, 9 0 0	5 0	4 4 6, 4 0 0
1 4 6	3 1 5, 1 0 0	5 1	4 4 6, 7 0 0
1 4 7	3 1 5, 3 0 0	5 2	4 4 7, 0 0 0
1 4 8	3 1 5, 5 0 0	5 3	4 4 7, 2 0 0
1 4 9	3 1 5, 7 0 0	5 4	4 4 7, 5 0 0
1 5 0	3 1 5, 9 0 0	5 5	4 4 7, 8 0 0
1 5 1	3 1 6, 1 0 0	5 6	4 4 8, 1 0 0
1 5 2	3 1 6, 3 0 0	5 7	4 4 8, 4 0 0
1 5 3	3 1 6, 5 0 0	5 8	4 4 8, 7 0 0
1 5 4	3 1 6, 7 0 0	5 9	4 4 9, 0 0 0
1 5 5	3 1 6, 9 0 0	6 0	4 4 9, 3 0 0
1 5 6	3 1 7, 1 0 0	6 1	4 4 9, 6 0 0
1 5 7	3 1 7, 3 0 0	6 2	4 4 9, 8 0 0
		6 3	4 5 0, 0 0 0
		6 4	4 5 0, 2 0 0
		6 5	4 5 0, 4 0 0
		6 6	4 5 0, 6 0 0
		6 7	4 5 0, 8 0 0
		6 8	4 5 1, 0 0 0
		6 9	4 5 1, 2 0 0

70	451,400
71	451,600
72	451,800
73	452,000

備考 この表は、教員
（副校長に限る。）に
適用する。

附則別表第2

小・中学校任期付常勤
講師給料表

号給	給料月額
	円
1	158,700
2	160,200
3	161,700
4	163,200
5	164,900
6	166,800
7	168,600
8	170,400
9	172,200
10	174,200
11	176,200
12	178,100
13	180,000
14	182,200
15	184,400
16	186,600
17	188,800
18	191,400
19	193,900
20	196,300
21	198,800
22	200,500
23	202,100
24	203,800

	25	205, 300
	26	205, 300
	27	205, 300
	28	205, 300
	126	311, 100
	127	311, 300
	128	311, 500
	129	311, 700
	130	311, 900
	131	312, 100
	132	312, 300
	133	312, 500
	134	312, 700
	135	312, 900
	136	313, 100
	137	313, 300
	138	313, 500
	139	313, 700
	140	313, 900
	141	314, 100
	142	314, 300
	143	314, 500
	144	314, 700
	145	314, 900
	146	315, 100
	147	315, 300
	148	315, 500
	149	315, 700
	150	315, 900
	151	316, 100
	152	316, 300
	153	316, 500
	154	316, 700
	155	316, 900
	156	317, 100
	157	317, 300

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 職員の修学部分休業に関する条例（平成18年豊中市条例第47号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。
 - 5 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、教員に係る第3条の規定の適用については、同条中「初任給調整手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当」とする。
- 3 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成19年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。
 - 6 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、教員に係る第3条の規定の適用については、同条中「初任給調整手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当」とする。

市議案第 22 号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について
手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、液化石油ガス販売事業者認定申請手数料及び液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料の額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表第25 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係				別表第25 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
(省 略)				(省 略)			
7	第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	(1)・(2) (省 略) (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 <u>110,000円</u>	7	第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	(1)・(2) (省 略) (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 <u>98,000円</u>
(省 略)				(省 略)			
9	第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料	<u>17,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	9	第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料	<u>15,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
(省 略)				(省 略)			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市議案第23号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の設定につ
いて

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所
要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等</u>（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童等</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u>に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表第13条の項中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

市議案第24号

豊中市立たちばな園条例を廃止する条例の設定に
ついて

豊中市立たちばな園条例を廃止する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

豊中市立たちばな園条例を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立たちばな園条例を廃止する条例

豊中市立たちばな園条例(平成元年豊中市条例第14号)は、
廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の利用に係るこの条例による廃止前の豊中市立たちばな園条例第12条第1項に規定する利用料金については、なお従前の例による。
- 3 委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年豊中市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第57号を削り、第58号を第57号とし、
第59号から第81号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第3項中「同項第80号及び第81号」を「同項第
79号及び第80号」に改める。

第5条第2項中「第79号」を「第78号」に、「同項第8
0号及び第81号」を「同項第79号及び第80号」に改め
る。

市議案第 25 号

令和 4 年度分の国民健康保険料の料率の特例に関する
条例の設定について

令和 4 年度分の国民健康保険料の料率の特例に関する条例を
次のように設定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

令和 4 年度分の国民健康保険料の基礎賦課額，後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の料率の特例を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

令和 4 年度分の国民健康保険料の料率の特例に関する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和 35 年豊中市条例第 2 号）第 11 条第 1 項，第 11 条の 5 の 5 第 1 項及び第 11 条の 9 第 1 項の規定にかかわらず，令和 4 年度分の国民健康保険料の料率は，次のとおりとする。

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割 100 分の 8.49

被保険者均等割 30,304 円

世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

29,281 円

特定世帯 14,641 円

特定継続世帯 21,961 円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割 100 分の 2.50

被保険者均等割 9,046 円

世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

8,396 円

特定世帯 4,198 円

特定継続世帯 6,297 円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割 100 分の 2.34

被保険者均等割 16,996 円

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

市議案第26号

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を
改正する条例の設定について

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

大気汚染防止法の改正により解体等工事に係る石綿に関する報告が法定化されたことに伴い、条例に基づく届出等を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例

豊中市環境の保全等の推進に関する条例（平成17年豊中市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (省 略)</p> <p>第6章 公害の防止</p> <p> 第1節・第2節 (省 略)</p> <p> <u>第3節 解体等工事に係る石綿に関する規制 (第44条)</u></p> <p> <u>第4節 拡声機の使用等に関する規制 (第45条—第48条)</u></p> <p> <u>第5節 航空機騒音等の防止 (第49条—第51条)</u></p> <p>第7章 開発事業等の環境への配慮</p> <p> 第1節 開発事業者等の環境への配慮 (<u>第52条—第61条</u>)</p> <p> 第2節 環境影響評価及び事後調査その他の手続 (<u>第62条—第84条</u>)</p> <p>第8章 雑則 (<u>第85条—第89条</u>)</p> <p>第9章 罰則 (<u>第90条—第94条</u>)</p> <p>附則</p> <p> 第3節 解体等工事に係る石綿に関する規制</p> <p><u>第44条 建築物 (建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) その他の工作物 (以下「建築物等」という。) を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 (市規則で定めるものを除く。) のうち、解体等工事 (騒音規制法 (昭和43年法律第9</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (省 略)</p> <p>第6章 公害の防止</p> <p> 第1節・第2節 (省 略)</p> <p> <u>第3節 拡声機の使用等に関する規制 (第44条—第47条)</u></p> <p> <u>第4節 航空機騒音等の防止 (第48条—第50条)</u></p> <p>第7章 開発事業等の環境への配慮</p> <p> 第1節 開発事業者等の環境への配慮 (<u>第51条—第60条</u>)</p> <p> 第2節 環境影響評価及び事後調査その他の手続 (<u>第61条—第83条</u>)</p> <p>第8章 雑則 (<u>第84条—第88条</u>)</p> <p>第9章 罰則 (<u>第89条—第93条</u>)</p> <p>附則</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>8号)第2条第3項に規定する特定建設作業，振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第3項に規定する特定建設作業，大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第82条第2項に規定する特定建設作業及び第2条第6号に規定する特定建設作業を伴うものをいう。以下同じ。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。以下同じ。）は，当該建築物等における，石綿を発生し，又は飛散させる原因となる建築材料であつて市規則で定めるものの使用の有無その他の市規則で定める調査を行い，当該解体等工事の開始の日の7日前までに，市規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし，災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合は，この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合において，当該解体等工事の受注者は，速やかに，同項に規定する事項の調査を行い，その結果を，市長に届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の場合において，解体等工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。）は，当該解体等工事の受注者が行う前2項に規定する調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講じることにより，当該調査に協力しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は，解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者について準用する。</p> <p>第4節 （省 略） （拡声機の使用制限）</p> <p>第45条 （省 略） （警告及び命令）</p>	<p>第3節 （省 略） （拡声機の使用制限）</p> <p>第44条 （省 略） （警告及び命令）</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>第46条</u> (省 略) (屋外作業の制限)</p> <p><u>第47条</u> (省 略) (改善勧告及び命令)</p> <p><u>第48条</u> (省 略) <u>第5節</u> (省 略) (空港設置者等の航空機騒音等の防止義務)</p> <p><u>第49条</u> (省 略) (航空機騒音等の調査等)</p> <p><u>第50条</u> (省 略) (空港周辺地域の整備及び環境の改善)</p> <p><u>第51条</u> (省 略) 第7章 (省 略) 第1節 (省 略) (環境配慮指針の策定)</p> <p><u>第52条</u> (省 略) (環境配慮における協議)</p> <p><u>第53条</u> (省 略) (協議内容確認事項の通知)</p> <p><u>第54条</u> (省 略) (変更の協議等)</p> <p><u>第55条</u> (省 略)</p>	<p><u>第45条</u> (省 略) (屋外作業の制限)</p> <p><u>第46条</u> (省 略) (改善勧告及び命令)</p> <p><u>第47条</u> (省 略) <u>第4節</u> (省 略) (空港設置者等の航空機騒音等の防止義務)</p> <p><u>第48条</u> (省 略) (航空機騒音等の調査等)</p> <p><u>第49条</u> (省 略) (空港周辺地域の整備及び環境の改善)</p> <p><u>第50条</u> (省 略) 第7章 (省 略) 第1節 (省 略) (環境配慮指針の策定)</p> <p><u>第51条</u> (省 略) (環境配慮における協議)</p> <p><u>第52条</u> (省 略) (協議内容確認事項の通知)</p> <p><u>第53条</u> (省 略) (変更の協議等)</p> <p><u>第54条</u> (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(地位の承継)</p> <p><u>第56条</u> (省 略)</p> <p>2 <u>第54条</u> (前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた環境配慮対象事業の計画を承継しようとする者は、市規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(工事着手の制限)</p> <p><u>第57条</u> 環境配慮対象事業者及び工事請負人(請負工事の下請人を含む。以下同じ。)は、<u>第54条</u>の規定による通知を受けた後でなければ環境配慮対象事業に係る工事に着手してはならない。</p> <p>(工事着手の届出)</p> <p><u>第58条</u> 環境配慮対象事業者は、<u>第54条</u>の規定による通知を受けた環境配慮対象事業に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(工事完了の届出)</p> <p><u>第59条</u> 環境配慮対象事業者は、<u>第54条</u>の規定による通知を受けた環境配慮対象事業に係る工事が完了したときは、速やかに、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、<u>第54条</u>(<u>第55条第3項</u>において準用する場合を含む。)の書面に記載されている協議内容の確認事項(以下「協議内容確認事項」という。)に適合して工事が行われているかどうかを確認するものとする。</p> <p>3・4 (省 略)</p>	<p>(地位の承継)</p> <p><u>第55条</u> (省 略)</p> <p>2 <u>第53条</u> (前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた環境配慮対象事業の計画を承継しようとする者は、市規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(工事着手の制限)</p> <p><u>第56条</u> 環境配慮対象事業者及び工事請負人(請負工事の下請人を含む。以下同じ。)は、<u>第53条</u>の規定による通知を受けた後でなければ環境配慮対象事業に係る工事に着手してはならない。</p> <p>(工事着手の届出)</p> <p><u>第57条</u> 環境配慮対象事業者は、<u>第53条</u>の規定による通知を受けた環境配慮対象事業に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(工事完了の届出)</p> <p><u>第58条</u> 環境配慮対象事業者は、<u>第53条</u>の規定による通知を受けた環境配慮対象事業に係る工事が完了したときは、速やかに、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、<u>第53条</u>(<u>第54条第3項</u>において準用する場合を含む。)の書面に記載されている協議内容の確認事項(以下「協議内容確認事項」という。)に適合して工事が行われているかどうかを確認するものとする。</p> <p>3・4 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(環境配慮対象事業の廃止)</p> <p><u>第60条</u> (省 略)</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p><u>第61条</u> 市長は、環境配慮対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(1) <u>第57条</u>の規定に違反して、環境配慮対象事業に係る工事に着手したとき。</p> <p>(2) <u>第59条第4項</u>の規定による是正の求めに応じないとき。</p> <p>(3) <u>第86条第1項</u>の規定による立入検査を拒み、又は妨害したとき。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>第2節 (省 略)</p> <p>(環境影響評価技術指針の策定)</p> <p><u>第62条</u> 市長は、環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に行われるよう、市の区域における環境の特性等を考慮して、次に掲げる事項を記載した環境影響評価及び事後調査に関する技術上の指針(以下「技術指針」という。)を策定するものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条の環境影響評価計画書、<u>第67条</u>の環境影響評価準備書及び<u>第69条</u>の環境影響評価報告書の作成方法</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(環境影響評価計画書の作成等)</p>	<p>(環境配慮対象事業の廃止)</p> <p><u>第59条</u> (省 略)</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p><u>第60条</u> 市長は、環境配慮対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(1) <u>第56条</u>の規定に違反して、環境配慮対象事業に係る工事に着手したとき。</p> <p>(2) <u>第58条第4項</u>の規定による是正の求めに応じないとき。</p> <p>(3) <u>第85条第1項</u>の規定による立入検査を拒み、又は妨害したとき。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>第2節 (省 略)</p> <p>(環境影響評価技術指針の策定)</p> <p><u>第61条</u> 市長は、環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に行われるよう、市の区域における環境の特性等を考慮して、次に掲げる事項を記載した環境影響評価及び事後調査に関する技術上の指針(以下「技術指針」という。)を策定するものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条の環境影響評価計画書、<u>第66条</u>の環境影響評価準備書及び<u>第68条</u>の環境影響評価報告書の作成方法</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(環境影響評価計画書の作成等)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>第63条</u> (省 略) (計画書についての市長の意見書)</p> <p><u>第64条</u> (省 略) (環境影響評価の項目等の選定)</p> <p><u>第65条</u> 環境影響評価対象事業者は、前条第1項の意見を勘案して<u>第63条第4号及び第5号</u>に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、環境影響評価対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。</p> <p>2 (省 略) (環境影響評価の実施)</p> <p><u>第66条</u> (省 略) (環境影響評価準備書の作成等)</p> <p><u>第67条</u> 環境影響評価対象事業者は、前条の規定により環境影響評価対象事業に係る環境影響評価を行ったときは、市規則で定める時期までに、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第63条第1号から第3号</u>までに掲げる事項</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>第65条第2項</u>の助言がある場合には、その内容</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>(準備書についての市長の意見書)</p> <p><u>第68条</u> 市長は、準備書の提出を受けたときは、市規則で定める期間内に、</p>	<p><u>第62条</u> (省 略) (計画書についての市長の意見書)</p> <p><u>第63条</u> (省 略) (環境影響評価の項目等の選定)</p> <p><u>第64条</u> 環境影響評価対象事業者は、前条第1項の意見を勘案して<u>第62条第4号及び第5号</u>に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、環境影響評価対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。</p> <p>2 (省 略) (環境影響評価の実施)</p> <p><u>第65条</u> (省 略) (環境影響評価準備書の作成等)</p> <p><u>第66条</u> 環境影響評価対象事業者は、前条の規定により環境影響評価対象事業に係る環境影響評価を行ったときは、市規則で定める時期までに、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第62条第1号から第3号</u>までに掲げる事項</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>第64条第2項</u>の助言がある場合には、その内容</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>(準備書についての市長の意見書)</p> <p><u>第67条</u> 市長は、準備書の提出を受けたときは、市規則で定める期間内に、</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>当該準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。<u>第64条第2項</u>の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(環境影響評価報告書の作成等)</p> <p><u>第69条</u> 環境影響評価対象事業者は、前条の意見を勘案して準備書の記載事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価報告書(以下「報告書」という。)を作成し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第67条各号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(工事の着手の制限)</p> <p><u>第70条</u> 環境影響評価対象事業者及び工事請負人は、報告書を提出した後(当該環境影響評価対象事業が環境配慮対象事業にも該当する場合にあっては、報告書を提出し、<u>第54条</u>の規定による通知を受けた後)でなければ、環境影響評価対象事業に係る工事に着手してはならない。</p> <p>(工事着手及び完了の届出)</p> <p><u>第71条</u> <u>第58条</u>及び<u>第59条第1項</u>の規定は、環境影響評価対象事業に係る工事について準用する。</p> <p>(環境影響評価対象事業者の環境の保全への配慮)</p> <p><u>第72条</u> (省 略)</p> <p>(事後調査計画書の作成等)</p> <p><u>第73条</u> 環境影響評価対象事業者は、報告書を提出してから環境影響評価対象事業に係る工事が完了するまでの間に、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書(以下「事後調査計画書」という。)</p>	<p>当該準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。<u>第63条第2項</u>の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(環境影響評価報告書の作成等)</p> <p><u>第68条</u> 環境影響評価対象事業者は、前条の意見を勘案して準備書の記載事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価報告書(以下「報告書」という。)を作成し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第66条各号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(工事の着手の制限)</p> <p><u>第69条</u> 環境影響評価対象事業者及び工事請負人は、報告書を提出した後(当該環境影響評価対象事業が環境配慮対象事業にも該当する場合にあっては、報告書を提出し、<u>第53条</u>の規定による通知を受けた後)でなければ、環境影響評価対象事業に係る工事に着手してはならない。</p> <p>(工事着手及び完了の届出)</p> <p><u>第70条</u> <u>第57条</u>及び<u>第58条第1項</u>の規定は、環境影響評価対象事業に係る工事について準用する。</p> <p>(環境影響評価対象事業者の環境の保全への配慮)</p> <p><u>第71条</u> (省 略)</p> <p>(事後調査計画書の作成等)</p> <p><u>第72条</u> 環境影響評価対象事業者は、報告書を提出してから環境影響評価対象事業に係る工事が完了するまでの間に、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書(以下「事後調査計画書」という。)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>を作成し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第63条第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>(事後調査の実施)</p> <p><u>第74条</u> (省 略)</p> <p>(事後調査報告書の作成)</p> <p><u>第75条</u> 環境影響評価対象事業者は、事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第63条第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(措置の要求)</p> <p><u>第76条</u> 市長は、事後調査報告書の内容を審査した結果、環境影響の程度が著しいものとなると認めるときは、環境影響評価対象事業者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。<u>第64条第2項</u>の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(環境影響評価対象事業の変更)</p> <p><u>第77条</u> 環境影響評価対象事業者は、計画書を提出してから環境影響評価対象事業に係る工事が完了するまでの間に<u>第63条第2号</u>に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の開発事業等が環境影響評価対象事業に該当するときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小、市規則で定める軽微な変更その他の市規則で定める変更該当する場合は、この限り</p>	<p>を作成し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第62条第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>(事後調査の実施)</p> <p><u>第73条</u> (省 略)</p> <p>(事後調査報告書の作成)</p> <p><u>第74条</u> 環境影響評価対象事業者は、事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第62条第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(措置の要求)</p> <p><u>第75条</u> 市長は、事後調査報告書の内容を審査した結果、環境影響の程度が著しいものとなると認めるときは、環境影響評価対象事業者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。<u>第63条第2項</u>の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(環境影響評価対象事業の変更)</p> <p><u>第76条</u> 環境影響評価対象事業者は、計画書を提出してから環境影響評価対象事業に係る工事が完了するまでの間に<u>第62条第2号</u>に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の開発事業等が環境影響評価対象事業に該当するときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小、市規則で定める軽微な変更その他の市規則で定める変更該当する場合は、この限り</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>でない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該変更後の環境影響評価対象事業について<u>第63条から第73条</u>までの規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を行う必要があると認めるときは、当該環境影響評価対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(環境影響評価対象事業の廃止等)</p> <p><u>第78条</u> 環境影響評価対象事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>第63条第2号</u>に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の開発事業等が環境影響評価対象事業に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>2 前項第3号の場合において、<u>第63条第2号から第6号</u>までに掲げる事項に変更がないときは、当該引継ぎ前の環境影響評価対象事業者が行った環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに環境影響評価対象事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の環境影響評価対象事業者について行われた環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに環境影響評価対象事業者となった者について行われたものとみなす。</p> <p>(環境影響評価等の再実施)</p> <p><u>第79条</u> 市長は、報告書を提出してから相当期間を経過した後に、環境影響評価対象事業者が環境影響評価対象事業に係る工事に着手しようとする場</p>	<p>でない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該変更後の環境影響評価対象事業について<u>第62条から第72条</u>までの規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を行う必要があると認めるときは、当該環境影響評価対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(環境影響評価対象事業の廃止等)</p> <p><u>第77条</u> 環境影響評価対象事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>第62条第2号</u>に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の開発事業等が環境影響評価対象事業に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>2 前項第3号の場合において、<u>第62条第2号から第6号</u>までに掲げる事項に変更がないときは、当該引継ぎ前の環境影響評価対象事業者が行った環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに環境影響評価対象事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の環境影響評価対象事業者について行われた環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに環境影響評価対象事業者となった者について行われたものとみなす。</p> <p>(環境影響評価等の再実施)</p> <p><u>第78条</u> 市長は、報告書を提出してから相当期間を経過した後に、環境影響評価対象事業者が環境影響評価対象事業に係る工事に着手しようとする場</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、<u>第63条から第73条</u>までの規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を再度行うよう求めることができる。</p> <p>(手続の併合)</p> <p><u>第80条</u> 相互に関連する2以上の環境影響評価対象事業を実施しようとする場合は、当該環境影響評価対象事業者は、これらの環境影響評価対象事業について、併せて<u>第63条から第75条</u>までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。</p> <p>(許認可等権限者に対する要請等)</p> <p><u>第81条</u> (省 略)</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p><u>第82条</u> 市長は、環境影響評価対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>第70条</u>の規定に違反して、環境影響評価対象事業に係る工事に着手したとき。</p> <p>(4) <u>第76条</u>に規定する必要な措置を講じないとき。</p> <p>(5) <u>第86条第1項</u>の規定による立入検査を拒み、又は妨害したとき。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第83条</u> <u>第63条から第79条</u>までの規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、<u>建築基準法</u>第84条の規定が適用される場合における</p>	<p>合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、<u>第62条から第72条</u>までの規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を再度行うよう求めることができる。</p> <p>(手続の併合)</p> <p><u>第79条</u> 相互に関連する2以上の環境影響評価対象事業を実施しようとする場合は、当該環境影響評価対象事業者は、これらの環境影響評価対象事業について、併せて<u>第62条から第74条</u>までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。</p> <p>(許認可等権限者に対する要請等)</p> <p><u>第80条</u> (省 略)</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p><u>第81条</u> 市長は、環境影響評価対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>第69条</u>の規定に違反して、環境影響評価対象事業に係る工事に着手したとき。</p> <p>(4) <u>第75条</u>に規定する必要な措置を講じないとき。</p> <p>(5) <u>第85条第1項</u>の規定による立入検査を拒み、又は妨害したとき。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第82条</u> <u>第62条から第78条</u>までの規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、<u>建築基準法</u>(昭和25年法律第201号)第84条の</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。</p> <p>（法又は大阪府環境影響評価条例に基づく市長の意見形成の手続）</p> <p><u>第84条</u> （省 略）</p> <p>第8章 （省 略）</p> <p>（報告又は資料の提出）</p> <p><u>第85条</u> 市長は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、工場等を設置している者、<u>建築物等</u>の新築又は増改築等を行っている者、開発事業等を実施している者その他の関係者（以下「関係者」という。）に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>（立入調査等）</p> <p><u>第86条</u> （省 略）</p> <p>（違反者の公表）</p> <p><u>第87条</u> （省 略）</p> <p>（この条例の予想しない公害に対する措置）</p> <p><u>第88条</u> （省 略）</p> <p>（委任規定）</p> <p><u>第89条</u> （省 略）</p> <p>第9章 （省 略）</p> <p><u>第90条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は100、</p>	<p>規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。</p> <p>（法又は大阪府環境影響評価条例に基づく市長の意見形成の手続）</p> <p><u>第83条</u> （省 略）</p> <p>第8章 （省 略）</p> <p>（報告又は資料の提出）</p> <p><u>第84条</u> 市長は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、工場等を設置している者、<u>建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物</u>の新築又は増改築等を行っている者、開発事業等を実施している者その他の関係者（以下「関係者」という。）に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>（立入調査等）</p> <p><u>第85条</u> （省 略）</p> <p>（違反者の公表）</p> <p><u>第86条</u> （省 略）</p> <p>（この条例の予想しない公害に対する措置）</p> <p><u>第87条</u> （省 略）</p> <p>（委任規定）</p> <p><u>第88条</u> （省 略）</p> <p>第9章 （省 略）</p> <p><u>第89条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は100、</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>第46条</u>の規定による警告に従わず違反行為を続けた者又は同条の規定による命令に違反した者</p> <p>(3) <u>第48条第2項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p><u>第91条</u> (省 略)</p> <p><u>第92条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>第86条第1項</u>の規定による立入検査を拒み、又は妨害した者</p> <p><u>第93条</u> (省 略)</p> <p><u>第94条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>第90条</u>から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 新条例第7章第2節の規定は、環境影響評価対象事業であって次に掲げるもの(第1号から<u>第3号</u>に掲げるものにあつては、施行日以後にその内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更その他の市長が別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、適用しない。</p> <p>(1) 施行日前に<u>豊中市土地利用の調整に関する条例</u>第24条の規定によ</p>	<p>000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>第45条</u>の規定による警告に従わず違反行為を続けた者又は同条の規定による命令に違反した者</p> <p>(3) <u>第47条第2項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p><u>第90条</u> (省 略)</p> <p><u>第91条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>第85条第1項</u>の規定による立入検査を拒み、又は妨害した者</p> <p><u>第92条</u> (省 略)</p> <p><u>第93条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>第89条</u>から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 新条例第7章第2節の規定は、環境影響評価対象事業であって次に掲げるもの(第1号から<u>第3号</u>までに掲げるものにあつては、施行日以後にその内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更その他の市長が別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、適用しない。</p> <p>(1) 施行日前に<u>豊中市土地利用の調整に関する条例</u>(平成16年豊中市条</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>る通知が行われたもの (2)～(4) (省 略) 5～9 (省 略)</p>	<p><u>例第31号</u> 第24条の規定による通知が行われたもの (2)～(4) (省 略) 5～9 (省 略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の豊中市環境の保全等の推進に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第44条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始をする同条第1項に規定する解体等工事については、適用しない。
- 3 施行日前に開始をした改正前の条例第44条第1項ただし書に規定する解体等工事に係る調査及び届出については、なお従前の例による。
- 4 豊中市企業立地促進条例（平成20年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第5条第3項中「第52条第1項」を「第51条第1項」に改める。

市議案第 27 号

豊中市地区まちづくり条例の一部を改正する条例
の設定について

豊中市地区まちづくり条例の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地区まちづくり活動団体制度を創設するとともに，その他所
要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市地区まちづくり条例の一部を改正する条例

豊中市地区まちづくり条例（平成4年豊中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>目次</p> <p>第1章 （省 略）</p> <p>第2章 まちづくり協議会（第6条—第8条）</p> <p>第3章 まちづくり構想（第9条—第11条）</p> <p>第4章 助成等（第12条・第13条）</p> <p>第5章 まちづくり委員会（第14条）</p> <p>第6章 雑則（第15条・第16条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 （省 略）</p> <p>第2章 <u>地区まちづくり活動団体（第6条）</u></p> <p>第3章 <u>まちづくり協議会（第7条—第9条）</u></p> <p>第4章 <u>まちづくり構想（第10条・第11条）</u></p> <p>第5章 <u>法制度等を活用した地区まちづくり等（第12条・第13条）</u></p> <p>第6章 <u>助成等（第14条・第15条）</u></p> <p>第7章 <u>まちづくり委員会（第16条）</u></p> <p>第8章 <u>雑則（第17条・第18条）</u></p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">第2章 <u>地区まちづくり活動団体</u></p> <p>第6条 <u>市長は、地区まちづくりを推進することを目的とする市民組織を地区まちづくり活動団体として登録することができる。</u></p> <p>2 <u>地区まちづくり活動団体は、地区住民に対し、活動内容を公開し説明するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>地区まちづくり活動団体は、地区住民並びに地区及びその周辺の地域のまちづくりに携わる者と協力し、地区まちづくりの推進に努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、地区まちづくり活動団体に関し必要な事項</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第2章 (省 略)</p> <p>(まちづくり協議会)</p> <p>第6条 市長は、<u>地区まちづくりを推進することを目的とする市民組織</u>であつて、次の各号のいずれにも該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(まちづくり協議会の認定の<u>申請</u>等)</p> <p>第7条 前条に規定するまちづくり協議会の認定を受けようとする<u>市民組織</u>は、市長に認定の<u>申請</u>をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の<u>申請</u>に基づき、まちづくり協議会の認定の可否を決定するものとする。</p> <p>3 前2項の認定の<u>申請</u>及び認定に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(まちづくり協議会の認定の取消し)</p> <p>第8条 市長は、まちづくり協議会が第6条の規定に該当しなくなつたと認めるとき、解散したときその他まちづくり協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第3章 (省 略)</p> <p>(まちづくり構想の策定、公表等)</p> <p>第9条 (省 略)</p>	<p>は、<u>市規則</u>で定める。</p> <p>第3章 (省 略)</p> <p>(まちづくり協議会)</p> <p>第7条 市長は、<u>地区まちづくり活動団体</u>であつて、次の各号のいずれにも該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(まちづくり協議会の認定の<u>申込み</u>等)</p> <p>第8条 前条に規定するまちづくり協議会の認定を受けようとする<u>地区まちづくり活動団体</u>は、市長に認定の<u>申込み</u>をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の<u>申込み</u>に基づき、まちづくり協議会の認定の可否を決定するものとする。</p> <p>3 前2項の認定の<u>申込み</u>及び認定に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(まちづくり協議会の認定の取消し)</p> <p>第9条 市長は、まちづくり協議会が第7条の規定に該当しなくなつたと認めるとき、解散したときその他まちづくり協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第4章 (省 略)</p> <p>(まちづくり構想の策定、公表等)</p> <p>第10条 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(まちづくり構想の提案及び配慮)</p> <p><u>第10条</u> (省 略)</p> <p>(法制度等を活用した<u>まちづくりの推進</u>)</p> <p><u>第11条</u> 市長及び<u>まちづくり協議会</u>は、地区まちづくりの推進を図るため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項第1号から第3号までに掲げる計画、建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定その他のまちづくりに関する<u>法制度等</u>の活用に努めるものとする。</p> <p><u>第4章</u> (省 略)</p> <p>(まちづくり協議会への助成等)</p> <p><u>第12条</u> (省 略)</p> <p>(<u>まちづくりの活動</u>に対する助成等)</p>	<p>(まちづくり構想の提案及び配慮)</p> <p><u>第11条</u> (省 略)</p> <p><u>第5章</u> <u>法制度等を活用した地区まちづくり等</u></p> <p>(法制度等を活用した<u>地区まちづくりの推進</u>)</p> <p><u>第12条</u> 市長及び<u>まちづくり協議会</u>その他の<u>地区まちづくり活動団体</u>は、地区まちづくりの推進を図るため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項第1号から第3号までに掲げる計画、建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定その他のまちづくりに関する<u>法制度等</u>(以下「<u>法制度等</u>」という。)の活用に努めるものとする。</p> <p>(<u>地区まちづくりルール</u>)</p> <p><u>第13条</u> 市長は、地区まちづくり活動団体が定めた地区まちづくりに関する<u>取決め</u>(<u>法制度等によるものを除く。</u>)を地区まちづくりルールとして登録することができる。</p> <p>2 <u>市長は、地区まちづくりルールを公表するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により地区まちづくりルールの登録を受けた地区まちづくり活動団体は、当該地区まちづくりルールについて地区住民、地区の土地利用に携わる事業者等の理解及び協力が得られるよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、地区まちづくりルールに関し必要な事項は、市規則で定める。</u></p> <p><u>第6章</u> (省 略)</p> <p>(まちづくり協議会への助成等)</p> <p><u>第14条</u> (省 略)</p> <p>(<u>地区まちづくりの活動</u>に対する助成等)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>第13条</u> (省 略)</p> <p><u>第5章</u> (省 略)</p> <p>(まちづくり委員会の設置)</p> <p><u>第14条</u> (省 略)</p> <p><u>第6章</u> (省 略)</p> <p>(まちづくり協議会の届出事由)</p> <p><u>第15条</u> (省 略)</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第16条</u> (省 略)</p>	<p><u>第15条</u> (省 略)</p> <p><u>第7章</u> (省 略)</p> <p>(まちづくり委員会の設置)</p> <p><u>第16条</u> (省 略)</p> <p><u>第8章</u> (省 略)</p> <p>(まちづくり協議会の届出事由)</p> <p><u>第17条</u> (省 略)</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第18条</u> (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市議案第28号

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

千里中央公園の自動車駐車場を公園管理者以外の者に管理させることに伴い自動車駐車場の有料施設としての位置付けを廃止するとともに、興行に係る使用料の限度額を定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例

豊中市都市公園条例（昭和35年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 有料施設 市が管理する公園施設で、有料で使用させるものをいう。</u></p> <p>(制限行為)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の承認を与えることができる。<u>この場合において、市長は、当該行為が興行を行うものであるときは、同項の承認を与えてはならない。</u></p> <p>4 <u>前項前段</u>の規定にかかわらず、市長は、第1項各号に掲げる行為が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるときは、同項の承認を与えてはならない。</p> <p>5 (省 略)</p> <p><u>第3章 有料施設</u></p> <p><u>(有料施設)</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(制限行為)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の承認を与えることができる。</p> <p>4 <u>前項</u>の規定にかかわらず、市長は、第1項各号に掲げる行為が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるときは、同項の承認を与えてはならない。</p> <p>5 (省 略)</p> <p><u>第3章 削除</u></p> <p><u>第14条から第18条まで 削除</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>第14条 有料施設は、別表第1のとおりとする。</u> <u>(有料施設の使用)</u></p> <p><u>第14条の2 有料施設の使用時間及び休日は、市長が定める。</u> <u>(使用の承認)</u></p> <p><u>第15条 有料施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の承認の際、必要な条件を付けることができる。</u> <u>(使用制限)</u></p> <p><u>第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、有料施設の使用を承認しない。</u></p> <p><u>(1) 他人に危険を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者</u></p> <p><u>(2) 公益を害するおそれがあると認める者</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるもの</u> <u>(目的外使用の制限)</u></p> <p><u>第17条 第15条の規定により有料施設の使用承認を受けた者は、その施設の構造及び設備を変更し、又はその施設を目的外に使用してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするときは、その承認を与えてはならない。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の承認の際、使用者に対し必要な設備を命ずることができる。</u></p> <p><u>4 第1項の承認を受けた者が第1項又は前項の規定により設備をしたときは、使用後直ちにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。</u></p>	

(現 行)	(改 正 後)
<p>5 <u>第1項の承認を受けた者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。</u> (使用承認の取消し又は使用の停止)</p> <p><u>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第15条又は前条の規定による承認を受けた者に対し、その承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p>(1) <u>承認を受けた者が使用承認の条件に違反したとき</u> (2) <u>承認を受けた者がこの条例に違反し、又はこの条例による市長の指示に従わないとき</u> (3) <u>管理上支障があると認めるとき</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、市長は、前条の規定による承認を受けた者が暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするときは、その承認を取り消すものとする。</u> (使用料)</p> <p>第19条 第4条第1項、第8条第1項、<u>第9条第1項又は第15条</u>の許可又は承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から別表第5までに定める範囲内で市規則で定める使用料（法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設（以下「公園予定区域」という。）の使用料を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第22条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第19条 第4条第1項、第8条第1項<u>又は第9条第1項</u>の許可又は承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から<u>別表第4</u>までに定める範囲内で市規則で定める使用料（法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設（以下「公園予定区域」という。）の使用料を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第22条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>3 自動車駐車場の使用料については、第1項本文の規定にかかわらず、自動車が自動車駐車場から出場するときに徴収する。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第23条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>第12条又は第18条第1項第3号若しくは第4号</u>の規定により市長が使用許可又は使用承認を取り消したとき。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(許可又は承認の期間)</p> <p>第24条 第4条第1項、第8条第1項、<u>第9条第1項及び第15条</u>の規定による許可又は承認の期間は、5年 (<u>第9条第1項</u>の規定による保育所等施設(法第7条第2項に規定する保育所その他の社会福祉施設をいう。以下同じ。))に係る許可の期間にあっては、10年) 以内で市規則で定める。</p> <p>(保証人又は保証金)</p> <p>第27条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項、第8条第1項、<u>第9条第1項又は第15条</u>の規定による使用許可又は使用承認の際、使用者に保証人を立てさせ、又は使用者から保証金を徴することができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(過料)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科することがある。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第23条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第12条の規定により市長が使用許可又は使用承認を取り消したとき。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(許可又は承認の期間)</p> <p>第24条 第4条第1項、第8条第1項<u>及び第9条第1項</u>の規定による許可又は承認の期間は、5年 (<u>同項</u>の規定による保育所等施設(法第7条第2項に規定する保育所その他の社会福祉施設をいう。以下同じ。))に係る許可の期間にあっては、10年) 以内で市規則で定める。</p> <p>(保証人又は保証金)</p> <p>第27条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項、第8条第1項 <u>又は第9条第1項</u>の規定による使用許可又は使用承認の際、使用者に保証人を立てさせ、又は使用者から保証金を徴することができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(過料)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科することがある。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)																																		
<p>(3) 第17条の規定に違反した者</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) 第28条第2項の規定に違反した者</p> <p>2 (省 略)</p> <p>別表第1 有料施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千里中央公園</td> <td>自動車駐車場(展望台駐車場を除く。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 公園の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第5 有料施設の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自動車駐車場</td> <td>駐車時間が30分以内の場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>駐車時間が30分を超える場合</td> <td>30分を超える時間について30分までごとに100円</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	有料施設の種類	千里中央公園	自動車駐車場(展望台駐車場を除く。)	種別	単位	期間	使用料	(省 略)				種別	使用料		単位	金額	自動車駐車場	駐車時間が30分以内の場合	無料	駐車時間が30分を超える場合	30分を超える時間について30分までごとに100円	<p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 前条第2項の規定に違反した者</p> <p>2 (省 略)</p> <p>別表第1 削除</p> <p>別表第4 公園の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> <tr> <td>興行を行うとき</td> <td>1平方メートル</td> <td>1日</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	期間	使用料	(省 略)				興行を行うとき	1平方メートル	1日	10円
公園名	有料施設の種類																																		
千里中央公園	自動車駐車場(展望台駐車場を除く。)																																		
種別	単位	期間	使用料																																
(省 略)																																			
種別	使用料																																		
	単位	金額																																	
自動車駐車場	駐車時間が30分以内の場合	無料																																	
	駐車時間が30分を超える場合	30分を超える時間について30分までごとに100円																																	
種別	単位	期間	使用料																																
(省 略)																																			
興行を行うとき	1平方メートル	1日	10円																																

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市議案第 29 号

豊中市企業立地促進条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

産業誘導区域内に重点エリアを設定し，立地促進奨励金を拡
充するとともに，その他所要の規定を改正するため，提案する
ものである。

豊中市条例第 号

豊中市企業立地促進条例の一部を改正する条例

豊中市企業立地促進条例（平成20年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）				（ 改 正 後 ）																																			
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（9）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （省 略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた指定事業者に係る奨励措置については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 （省 略）</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">奨励金の額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>産業誘導区域</u></th> <th style="text-align: center;">（省 略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地</td> <td rowspan="2">新たに取得した土地</td> <td>固定資産税額に相当する額に4分の3を</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">（省 略）</td> </tr> <tr> <td><u>乗じて得た額</u></td> </tr> </tbody> </table>				区分		奨励金の額		<u>産業誘導区域</u>	（省 略）	土地	新たに取得した土地	固定資産税額に相当する額に4分の3を	（省 略）	<u>乗じて得た額</u>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（9）（省 略）</p> <p><u>（10）重点エリア 産業誘導区域内において、土地利用規制により事業所の集積を誘導する区域であって、市規則で定めるものをいう。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （省 略）</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた指定事業者に係る奨励措置については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 （省 略）</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">奨励金の額</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;"><u>産業誘導区域</u></th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">（省 略）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>重点エリア</u></th> <th style="text-align: center;"><u>重点エリア以外の区域</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地</td> <td rowspan="2">新たに取得した土地</td> <td>固定資産税額に相</td> <td>固定資産税額に相当す</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">（省 略）</td> </tr> <tr> <td><u>当する額</u></td> <td><u>る額に4分の3を乗じ</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td><u>て得た額</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分		奨励金の額		<u>産業誘導区域</u>		（省 略）	<u>重点エリア</u>	<u>重点エリア以外の区域</u>	土地	新たに取得した土地	固定資産税額に相	固定資産税額に相当す	（省 略）	<u>当する額</u>	<u>る額に4分の3を乗じ</u>				<u>て得た額</u>	
区分		奨励金の額																																					
		<u>産業誘導区域</u>	（省 略）																																				
土地	新たに取得した土地	固定資産税額に相当する額に4分の3を	（省 略）																																				
		<u>乗じて得た額</u>																																					
区分		奨励金の額																																					
		<u>産業誘導区域</u>		（省 略）																																			
		<u>重点エリア</u>	<u>重点エリア以外の区域</u>																																				
土地	新たに取得した土地	固定資産税額に相	固定資産税額に相当す	（省 略）																																			
		<u>当する額</u>	<u>る額に4分の3を乗じ</u>																																				
			<u>て得た額</u>																																				

(現 行)				(改 正 後)				
	新たに賃借した土地	賃借料に含まれる固定資産税額に相当する額に4分の3を乗じて得た額	(省 略)		新たに賃借した土地	賃借料に含まれる固定資産税額に相当する額	賃借料に含まれる固定資産税額に相当する額に4分の3を乗じて得た額	(省 略)
	事業所	固定資産税額(増設にあつては、当該増設によって拡張した部分に係る固定資産税額に限る。以下この項において同じ。)に相当する額に4分の3を乗じて得た額	(省 略)		事業所	固定資産税額(増設にあつては、当該増設によって拡張した部分に係る固定資産税額に限る。以下この項において同じ。)に相当する額	固定資産税額に相当する額に4分の3を乗じて得た額	(省 略)
	設備	固定資産税額に相当する額に4分の3を乗じて得た額	(省 略)		設備	固定資産税額に相当する額	固定資産税額に相当する額に4分の3を乗じて得た額	(省 略)
備考 1 (省 略) 2 建物の借受けによる新設又は増設の場合、この表の設備の項の規定のみを適用するものとする。				備考 1 (省 略) 2 建物の借受けによる新設又は増設の場合、この表の設備の項の規定のみを適用するものとする。 <u>ただし、市長が別に定める関係にある法人からの建物の借受けによる新設又は増設の場合は、この限りでない。</u> 3 <u>備考の2ただし書の場合における奨励金の額は、この表の規定に準じて市長が別に定める。</u>				

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奨励金の交付の申込みを行う指定事業者（平成31年1月1日前に指定の申込みを行っている事業者を除く。）について適用し、施行日前に奨励金の交付の申込みを行う指定事業者及び施行日以後に奨励金の交付の申込みを行う指定事業者であって平成31年1月1日前に指定の申込みを行っている事業者については、なお従前の例による。
- 3 豊中市企業立地促進条例の一部を改正する条例（平成30年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。
附則第1項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

市議案第30号

北部大阪都市計画特別用途地区（工業保全地区）
の区域内における建築物の制限に関する条例の設
定について

北部大阪都市計画特別用途地区（工業保全地区）の区域内に
おける建築物の制限に関する条例を次のように設定するものと
する。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

北部大阪都市計画特別用途地区の決定に伴い，特別用途地区
（工業保全地区）の区域内における建築物の建築に関する制限
を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

北部大阪都市計画特別用途地区（工業保全地区）
の区域内における建築物の制限に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、北部大阪都市計画特別用途地区（工業保全地区）（以下「工業保全地区」という。）の区域内における建築物の建築の制限を定めることにより、事業所の安定した操業環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

（適用区域）

第3条 この条例は、工業保全地区の区域（以下「適用区域」という。）内に適用する。

（建築物の建築の制限）

第4条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。

（1）住宅

（2）共同住宅，寄宿舎又は下宿

（3）老人ホーム，福祉ホームその他これらに類するもの

（建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置）

第5条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における前条の規定の適用については、その敷地の過半が適用区域に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、同条の規定を適用し、その敷地の過半が適用区域の外に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、同条の規定を適用しない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において新築，増築

又は改築をする場合においては，法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず，第4条の規定は，適用しない。

(1) 基準時（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について，法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては，改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）における敷地内において基準時における用途と同一の用途に供する建築物の新築，増築又は改築をする場合であって，かつ，当該新築，増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項，第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 新築又は増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は，基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 前項に規定する建築物について用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては，法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず，第4条の規定は，適用しない。

(特例許可)

第7条 第4条の規定は，市長が，事業所の安定した操業環境を害するおそれがないと認め，又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては，当該許可の範囲内において，適用しない。

2 市長は，前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては，あらかじめ，その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い，かつ，豊中市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし，特例許可を受けた建築物の増築，改築又は移転（次に掲げる要件に該当する場合に限る。）について特例許可をする場合

にあつては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

(2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

(手数料)

第8条 特例許可の申請をしようとする者は、1件につき180,000円の手数料を納付しなければならない。

2 手数料は、特例許可の申請の際に納付しなければならない。

3 市長は、公益上必要であると認め、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

市議案第 31 号

市立豊中病院職員定数条例の一部を改正する条例
の設定について

市立豊中病院職員定数条例の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

市立豊中病院の職員の定数を改正するため、提案するもので
ある。

豊中市条例第 号

市立豊中病院職員定数条例の一部を改正する条例

市立豊中病院職員定数条例（平成25年豊中市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第2条 職員の定数は、 <u>820人</u> とする。	第2条 職員の定数は、 <u>821人</u> とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市議案第 32 号

豊中市立学校設置条例の設定について
豊中市立学校設置条例を次のように設定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

豊中市立庄内小学校，豊中市立野田小学校，豊中市立島田小学校及び豊中市立庄内さくら学園中学校を廃止し，豊中市立庄内さくら学園を設置するとともに，豊中市立千成小学校の位置を変更するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立学校設置条例

豊中市立小・中学校設置条例（昭和39年豊中市条例第20号）の全部を改正する。

豊中市に次の小学校，中学校及び義務教育学校を設置する。

区分	名称	位置
小学校	豊中市立克明小学校	豊中市岡町北3丁目4番1号
	豊中市立桜塚小学校	豊中市北桜塚2丁目6番1号
	豊中市立大池小学校	豊中市本町1丁目7番12号
	豊中市立螢池小学校	豊中市螢池中町1丁目15番1号
	豊中市立桜井谷小学校	豊中市柴原町3丁目11番1号
	豊中市立熊野田小学校	豊中市赤阪1丁目5番1号
	豊中市立中豊島小学校	豊中市曾根東町6丁目13番1号
	豊中市立豊島小学校	豊中市服部西町3丁目6番5号
	豊中市立原田小学校	豊中市原田元町1丁目17番1号
	豊中市立小曾根小学校	豊中市小曾根1丁目2番1号
	豊中市立豊南小学校	豊中市豊南町西2丁目19番1号
	豊中市立上野小学校	豊中市上野東2丁目8番8号
	豊中市立南桜塚小学校	豊中市南桜塚2丁目2番1号
	豊中市立新田小学校	豊中市上新田2丁目19番1号
	豊中市立庄内南小学校	豊中市大黒町1丁目2番15号
	豊中市立庄内西小学校	豊中市庄本町4丁目1番10号
豊中市立千成小学校	豊中市大黒町1丁目2番15号	
豊中市立北丘小学校	豊中市新千里北町2丁目19番1号	
豊中市立東丘小学校	豊中市新千里東町3丁目1番1	

		号
	豊中市立東豊中小学校	豊中市東豊中町5丁目1番1号
	豊中市立豊島西小学校	豊中市上津島3丁目4番1号
	豊中市立西丘小学校	豊中市新千里西町2丁目23番1号
	豊中市立高川小学校	豊中市豊南町東1丁目1番1号
	豊中市立刀根山小学校	豊中市刀根山5丁目2番1号
	豊中市立南丘小学校	豊中市新千里南町2丁目13番1号
	豊中市立豊島北小学校	豊中市曾根南町2丁目19番1号
	豊中市立泉丘小学校	豊中市西泉丘1丁目10番1号
	豊中市立少路小学校	豊中市西緑丘2丁目10番1号
	豊中市立野畑小学校	豊中市向丘3丁目1番1号
	豊中市立東豊台小学校	豊中市東豊中町6丁目2番1号
	豊中市立箕輪小学校	豊中市箕輪1丁目1番1号
	豊中市立北条小学校	豊中市北条町2丁目16番1号
	豊中市立寺内小学校	豊中市寺内2丁目15番1号
	豊中市立緑地小学校	豊中市城山町4丁目1番1号
	豊中市立桜井谷東小学校	豊中市桜の町7丁目5番1号
	豊中市立東泉丘小学校	豊中市東泉丘3丁目2番1号
	豊中市立北緑丘小学校	豊中市北緑丘2丁目4番1号
	豊中市立新田南小学校	豊中市上新田4丁目9番1号
中 学 校	豊中市立第一中学校	豊中市曾根西町1丁目6番1号
	豊中市立第二中学校	豊中市宮山町2丁目1番1号
	豊中市立第三中学校	豊中市栗ヶ丘町1番1号
	豊中市立第四中学校	豊中市服部本町4丁目5番7号
	豊中市立第五中学校	豊中市立花町1丁目10番1号
	豊中市立第七中学校	豊中市庄内栄町5丁目10番1

		号
	豊中市立第八中学校	豊中市新千里東町3丁目2番1号
	豊中市立第九中学校	豊中市新千里南町1丁目4番1号
	豊中市立第十一中学校	豊中市西緑丘2丁目11番1号
	豊中市立第十二中学校	豊中市浜2丁目14番1号
	豊中市立第十三中学校	豊中市柴原町2丁目14番1号
	豊中市立第十四中学校	豊中市北緑丘1丁目1番1号
	豊中市立第十五中学校	豊中市熊野町3丁目8番1号
	豊中市立第十六中学校	豊中市北条町3丁目18番1号
	豊中市立第十七中学校	豊中市西泉丘2丁目2432番地の2
	豊中市立第十八中学校	豊中市螢池中町4丁目7番1号
義務教育学校	豊中市立庄内さくら学園	豊中市庄内幸町4丁目29番2号

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の4第1項中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に，「小・中学校任期付常勤講師」を「任期付常勤講師」に改め，同条第3項中「小・中学校任期付常勤講師」を「任期付常勤講師」に改める。

第12条の3第1項，第15条の2第4項，第27条第6項，第28条第4項，第28条の3第1項及び第28条の6（見出しを含む。）中「小・中学校任期付常勤講師」を「任期付常勤講師」に改める。

附則別表中「小・中学校任期付常勤講師給料表」を「任期付常勤講師給料表」に改める。

別表第7の8等級の項，9等級の項，10等級の項及び11等級の項中「小・中学校障害児介助員」を「障害児介助員」に改める。

別表第8中「小・中学校任期付常勤講師給料表」を「任期付常勤講師給料表」に改める。

- 3 執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の表教育委員会の項中「及び中学校」を「，市立中学校及び市立義務教育学校」に，「豊中市小・中学校教科用図書選定委員会」を「豊中市学校教科用図書選定委員会」に改める。

- 4 分限条例（昭和28年豊中市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第6項中「小・中学校任期付常勤講師」を「任期付常勤講師」に改める。

- 5 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項，第4項及び第5項中「小・中学校任期付常勤講師」を「任期付常勤講師」に改める。

- 6 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号，第2号及び第4号並びに別表教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の項第1号及び第4号中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

- 7 退職手当条例（昭和28年豊中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第6条の5第2項中「小・中学校任期付常勤講師」を「任期付常勤講師」に改める。

- 8 学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和44年豊中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「，豊中市立中学校及び豊中市

立義務教育学校」に改める。

- 9 豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例（昭和59年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「豊中市立小・中学校設置条例（昭和39年豊中市条例第20号）」を「豊中市立学校設置条例（令和4年豊中市条例第 号）」に改める。

- 10 豊中市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例（平成31年豊中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

市議案第 33 号

豊中市青年の家条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市青年の家条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

青年の家及び少年文化館の統合による青少年育成機能の充
実を図るための施設再編に伴い，施設の名称，事業内容等を改
正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市青年の家条例の一部を改正する条例

豊中市青年の家条例（昭和58年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p style="text-align: center;"><u>豊中市青年の家条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図るため、豊中市に青年の家を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>青年の家の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 名称 <u>豊中市立青年の家いぶき</u></p> <p>(2) 位置 <u>豊中市新千里西町2丁目7番1号</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>青年の家いぶき（以下「青年の家」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>青少年の団体活動を指導、育成すること。</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>青少年に自主活動の場を提供すること。</u></p> <p>(5) <u>青少年のための生活相談を行うこと。</u></p> <p>(6) (省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>豊中市立青少年交流文化館条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>文化活動、創造活動等を通して、青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図るため、豊中市に青少年交流文化館を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>青少年交流文化館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 名称 <u>豊中市立青少年交流文化館いぶき</u></p> <p>(2) 位置 <u>豊中市服部西町4丁目13番1号</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>豊中市立青少年交流文化館いぶきは、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>青少年の自主活動及び団体活動を指導し、及び育成すること。</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>青少年の交流活動の支援を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>社会生活に困難のある青少年の相談及び支援を行うこと。</u></p> <p>(6) <u>青少年の学習の支援を行うこと。</u></p> <p>(7) (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(職員)</p> <p><u>第4条</u> <u>青年の家</u>に館長その他必要な職員を置く。</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第5条</u> (省 略)</p>	<p><u>(入館の禁止)</u></p> <p><u>第4条</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者</u></p> <p>(2) <u>管理上必要な指示に従わない者</u></p> <p>(3) <u>その他管理上支障があると認める者</u></p> <p>(職員)</p> <p><u>第5条</u> <u>豊中市立青少年交流文化館いぶき</u>に館長その他必要な職員を置く。</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第6条</u> (省 略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 豊中市立少年文化館条例（平成元年豊中市条例第22号）は、廃止する。
- 3 文化施設等自動車駐車場条例（平成12年豊中市条例第43号）の一部を次のように改正する。
第2条の表(2)の項中「豊中市立青年の家いぶき」を「豊中市立青少年交流文化館いぶき」に改める。

市議案第34号

豊中市立郷土資料館条例の設定について
豊中市立郷土資料館条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

郷土資料館の新設に伴い、同施設の名称、位置、事業等を定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立郷土資料館条例

(設置)

第1条 郷土の歴史への理解及び関心を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、豊中市に郷土資料館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 郷土資料館（以下「資料館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊中市立郷土資料館
- (2) 位置 豊中市庄内栄町5丁目4番14号

(事業)

第3条 資料館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 郷土の歴史に関する資料（以下「資料」という。）の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 資料の公開その他の活用に関すること。
- (3) 資料の調査及び研究に関すること。
- (4) 郷土の歴史に関する講座、講演会等の実施に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業

2 資料館の施設は、第1条の目的に適合する場合に限り、使用することができる。

(使用承認)

第4条 資料館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の施設の使用を承認しない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力

団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第6条 教育委員会は、資料館の施設の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

(1) 使用承認の条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。

(4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。

(5) 管理上支障があるとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更又は使用承認の取消しによって使用者に損害が生じてても、教育委員会はその責めを負わない。

(使用料等)

第7条 使用者は、別表に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める使用料を前納しなければならない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 承認を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、

若しくは転貸しないこと。

- (2) 使用承認のない物件を使用しないこと。
- (3) 建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損しないこと。
- (4) 火災防止に努めること。
- (5) 使用後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。
- (6) その他教育委員会が指示した事項

(設備の承認等)

第10条 使用者は、特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第6条第1項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。

3 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 使用者の責めに帰すべき事由によって建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、教育委員会が決定する。

(特別利用の承認)

第12条 学術研究等のため、資料の熟覧、模写、模造、撮影等(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(特別利用の制限)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を承認しない。

- (1) 資料の保全上支障があると認めるとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(特別利用の承認の取消し等)

第14条 第6条の規定は、特別利用の条件の変更又は特別利

用の承認の取消しについて準用する。

2 第9条及び第11条の規定は，特別利用の承認を受けた者について準用する。

(入館の禁止)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者には，入館を禁止し，又は退去を命ずることがある。

(1) 他人に危害を及ぼし，若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

(2) 管理上必要な指示に従わない者

(3) その他管理上支障があると認める者

(職員)

第16条 資料館に館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は，教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

別表

施設名	使用料（1日につき）
講座室	4,100円

市議案第 35 号

奨学基金条例の一部を改正する条例の設定について

奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

基金の額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

奨学基金条例の一部を改正する条例

奨学基金条例（昭和43年豊中市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第2条 基金の額は、 <u>289,082,000</u> 円とする。	第2条 基金の額は、 <u>308,328,000</u> 円とする。

附 則

この条例は、令和4年3月31日から施行する。

市議案第36号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和4年（2022年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

喫煙等の許可，防火対象物の使用開始の届出等に係る業務を
消防署長から消防長へ移管するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

豊中市火災予防条例（昭和37年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(2)～(19) (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(2)～(19) (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として<u>消防署長</u>が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(2)～(13) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 次に掲げる場所で消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において<u>消防署長</u>が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、<u>消防署長</u>が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>7 (省 略)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた</p>	<p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として<u>消防長</u>が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(2)～(13) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 次に掲げる場所で消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において<u>消防長</u>が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、<u>消防長</u>が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>7 (省 略)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(防火対象物の使用開始の届出等)</p> <p>第43条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を<u>消防署長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>消防署長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(15) (省 略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>消防署長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</u></p> <p>(2) <u>煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け</u></p>	<p>場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第2項第5号において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(防火対象物の使用開始の届出等)</p> <p>第43条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を<u>消防長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>消防長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(15) (省 略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>消防長</u>に届け出なければならない。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>水道の断水又は減水</u></p> <p>(5) <u>路上の工事, 荷物の搬出等消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある行為</u></p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) <u>祭礼, 縁日, 花火大会, 展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設 (対象火気器具等を使用する場合に限る。)</u></p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し, 又は取り扱う場合にあつては, 指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料, 可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては, 同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し, 又は取り扱おうとする者は, あらかじめ, その旨を<u>消防署長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(タンクの水張検査等)</p>	<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2 <u>次に掲げる行為をしようとする者は, あらかじめ, その旨を消防署長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為</u></p> <p>(2) <u>煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け</u></p> <p>(3) <u>水道の断水又は減水</u></p> <p>(4) <u>路上の工事, 荷物の搬出等消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある行為</u></p> <p>(5) <u>祭礼, 縁日, 花火大会, 展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設 (対象火気器具等を使用する場合に限る。)</u></p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し, 又は取り扱う場合にあつては, 指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料, 可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては, 同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し, 又は取り扱おうとする者は, あらかじめ, その旨を<u>消防長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(タンクの水張検査等)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第47条 <u>消防署長</u>は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p>	<p>第47条 <u>消防長</u>は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する消防署長によりなされた喫煙等の許可その他の行為又は現に消防署長に対してなされた喫煙等の許可の申請その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後この条例による改正後の豊中市火災予防条例に基づき消防長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、消防長によりなされた喫煙等の許可その他の行為又は消防長に対してなされた喫煙等の許可の申請その他の行為とみなす。

市議案第 37 号

豊中市消防団員の定員，任免，服務，給与等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
豊中市消防団員の定員，任免，服務，給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

消防団員の定年を廃止するとともに，報酬等の見直しその他
所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例

豊中市消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例（昭和41年豊中市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(定年)</p> <p><u>第5条の2 団員は、68歳に達したときは、68歳に達した日以後における最初の3月31日（以下「退職日」という。）に退職する。ただし、当該退職日が、第8条に規定する任期の途中にある団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長（以下「団長等」という。）にあつては、当該任期の満了日に退職するものとする。</u></p> <p>(団長等の任期)</p> <p>第8条 団長等としての任期は、2年とする。ただし、補欠の団長等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(出動)</p> <p>第11条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指示されたところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第15条</p> <p><u>1 団員には、別表の定めるところにより報酬を支給する。</u></p>	<p>(団長等の任期)</p> <p>第8条 <u>団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長（以下「団長等」という。）</u>としての任期は、2年とする。ただし、補欠の団長等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(出動)</p> <p>第11条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>大規模災害（災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）のうち、消防長が定めるものをいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指示されたところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第15条 <u>団員の報酬は、月額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、別表の定めるところにより月額報酬を支給する。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第16条 <u>報酬</u>は、<u>団員</u>となった日から支給を開始し、その資格を失った日まで支給する。ただし、<u>離職した団員が即日団員になったときは、その日の翌日から報酬</u>を支給する。</p> <p>2 階級の昇降により<u>報酬額</u>に異動を生じた者には、その日から新たな階級に応ずる<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の事由が月の途中で生じた場合における<u>報酬額</u>は、その月の現日数による日割計算で算出して得た額とする。</p> <p>4 報酬は、<u>団長を経て毎月末日までに各受給者に支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第17条 <u>団員</u>には、<u>訓練若しくは警戒に出場した場合又は予防広報活動、応急手当の指導等に出場した場合に、費用弁償として1回につき5,500円を支給する。</u></p> <p>2 <u>費用弁償の支給方法については、前条の規定を準用する。この場合において、「毎月末日」とあるのは「翌月末日」と読み替えて適用する。</u></p> <p>3 <u>団員が公務のため旅行する場合には、別に定めるところにより旅費を支給</u></p>	<p>3 <u>団員が第11条の規定により災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める出動報酬を支給する。</u></p> <p>(1) <u>大規模災害の場合 1日につき8,000円(当該職務に従事する時間が4時間未満の場合にあつては、4,000円)</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合以外の場合 1回につき3,500円</u></p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第16条 <u>月額報酬</u>は、<u>団員</u>となった日から支給を開始し、その資格を失った日まで支給する。ただし、<u>離職した団員が即日団員になったときは、その日の翌日から月額報酬</u>を支給する。</p> <p>2 階級の昇降により<u>月額報酬の額</u>に異動を生じた者には、その日から新たな階級に応ずる<u>月額報酬</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の事由が月の途中で生じた場合における<u>月額報酬の額</u>は、その月の現日数による日割計算で算出して得た額とする。</p> <p>4 報酬は、<u>月額報酬にあつては毎月末日までに、出動報酬にあつては前条第3項の職務に従事した日の属する月の翌月の末日までに各受給者に支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第17条</p> <p>1 <u>団員が公務のため旅行する場合には、豊中市職員旅費支給条例(昭和23</u></p>

(現 行)		(改 正 後)	
する。 別表		<u>年豊中市条例第27号)の適用を受ける職員の例</u> により旅費を支給する。 別表	
区分	報酬月額	区分	月額報酬の額
(省 略)		(省 略)	

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例第15条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する職務に従事する場合について適用する。
- 3 施行日前の出場に係る費用弁償については、なお従前の例による。

市議案第 38 号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例の設定について

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を
次のように設定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

株式会社日本政策金融公庫等による傷病補償年金等を担保
とした貸付事業の廃止に伴い，所要の規定を改正するため，提
案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊中市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年豊中市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第3条（省 略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	第3条（省 略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。